

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	集会施設整備事業						担当部	市民産業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	生活交流課							
	事業期間	平成12年度以前			～		平成30年度以降		担当係	生活相談係						
	総合計画 分野別計画	主目的	1 市民生活		1 地域コミュニティ		1 自治会活動を支援する									
		副目的														
	予算区分	款	2		項	7		目	1		大	5		中	2	
	根拠法令・個別計画	防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める経費の内訳(割合)	直接実施・運営	90 %			委託	7 %			助成	3 %					
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	地域の健全な自治会活動を推進するため、地域コミュニティ活動及びレクリエーション活動環境を整える。														
	内容 (手段)	<p>○23年度実施内容</p> <p>地域住民のコミュニティ活動や各種事業の活動拠点となる集会施設の改修・補修工事等を行い、一層の地域活動環境向上を図った。</p> <p>空港周辺対策事業として、防衛施設関係交付金を受け2集会施設のバリアフリー化、空調機取替え等の改修工事を行うとともに、環境に配慮したエコ事業(太陽光発電等)のモデルとして太陽光発電を導入した。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港対策周辺事業(池新田会館・御屋敷会館) <p>H23直接経費の内訳 役員費:22,000円 委託料:8,622,600円 工事請負費:108,195,349円 負担金、補助及び交付金:4,017,620円</p> <p>H23その他財源の内訳 環境対策事業負担金:1,199,100円 藤島会館増築工事負担金:4,491,000円</p> <p>○24年度実施内容</p> <p>23年度に引きつづき整備を行うとともに、下水道供用開始区域の会館については、接続工事の設計業務を行い工事を実施する。</p>														
受益者負担	既存の市所有の集会施設における増築工事を実施する場合は、地元負担金として当該工事費の3分の1を支払う。															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	67,102	47,297	120,858	92,438	
		正職員	従事者数	人	0.15	1.00	0.40	0.40
			人件費	千円	797	5,319	2,127	2,127
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	67,899	52,616	122,985	94,565
	対前年比		%		77.4	233.7	76.8	
財源	一般財源	千円	49,899	24,616	70,795	53,617		
	国・県支出金	千円	18,000	28,000	46,500	15,000		
	その他財源	千円	0	0	5,690	25,948		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	国庫利用工事数	箇所	目標		2	2	2
実績				2	2	2	
集会施設工事数(国庫対象分除く)	箇所	目標		7	1	7	6
		実績		6	2	0	
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	延べ集会施設利用回数	回	目標		26,000	26,500	26,500
実績				25,782	25,854	25,905	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	御屋敷会館及び池新田会館については特定防衛施設整備調整交付金を受けて空調機の取替え、バリアフリー対策及び太陽光発電システムの導入を行い、地域活動の拠点として利用しやすい環境を整えることが出来た。
		事業実施における課題等	全般的に施設が老朽化しているため、集会施設管理者から提出される改修・修繕要望が年々増加している。また、会館の改修期間中は、自治会活動が制限される。
		事業を縮小・廃止したときの影響	地域活動の拠点となる施設の整備が不可能になり、会館利用者となる市民は不便な思いや負担を強いられることになる。
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	行政区の活力は、各区における人材確保のほか、地域活動を充実させることにより力強いものとなる。その各種活動の拠点となる集会施設を、安心してまた安全に利用することができるよう、市で整備していく必要があるため。	
	改善案等	申請される要望を優先して改修・修繕を行っているが、改修計画の見直しを行い、申請・要望の出てこない集会施設を含めて計画的に改修工事を行う必要がある。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。地元からの申請を優先した改修を改め、ファシリティマネジメントの視点から全体の改修計画を策定し、計画的に改修を進めるようにすること。